

山口県報

平成21年
3月31日
(火曜日)

目次

告示

山口県補助金等交付規則第二条第一項第三号に規定する給付金に関する告示の一部改正 (財政課)……………一

児童福祉法の規定により徴収する費用の額及び納入義務者に対して支払を命ずる額に関する告示の一部改正(ことも未来課)……………一

保安林予定森林(森林整備課)……………二

保安林予定森林(秋市)(森林整備課)……………二

漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅(水産振興課)……………三

道路の区域の変更(道路整備課)……………三

道路の供用の開始(道路整備課)……………四

屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない地域の指定に関する告示の一部改正(都市計画課)……………四

小野田市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課)……………四

山陽都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課)……………五

県営住宅の構造及び戸数に関する告示の一部改正(住宅課)……………五

山口県収入証紙の売りさばき所の指定に関する告示の一部改正(会計課)……………五

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正(会計課)……………五

公告

林業種苗法第十条第一項の規定に基づく生産事業者の登録の失効(森林整備課)……………六

公安委告示

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示の一部改正(二件)……………七

漁業法第六十七条第一項の規定による指示……………八

山口県告示第四百二十三号

山口県補助金等交付規則第一条第一項第三号に規定する給付金に関する告示(平成十九年山口県告示第百十六号)の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から施行する。

平成二十一年三月三十一日

山口県知事 二井 関成

- 二中(六)を(五)とし、(六)から(七)までを(七)から(八)までとし、(五)の次に次のように加える。
- (六) 原子力発電施設等立地地域特別交付金

山口県告示第四百四十四号

児童福祉法の規定により徴収する費用の額及び納入義務者に対して支払を命ずる額に関する告示(昭和六十三年山口県告示第五百二十号)の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から施行する。

平成二十一年三月三十一日

山口県知事 二井 関成

「措置され、又は」の下に「小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは」を加え、「(母子生活支援施設に措置された世帯及び助産施設に措置された妊産婦を含む。以下「措置児童等」という。)に係る扶養義務者」を、「助産施設に入所した妊産婦並びに母子生活支援施設に入所した保護者及び児童に係る扶養義務者並びに児童自立生活援助の実施に係る児童等」に、「の措置児童等」を「に措置された者」に改める。

別表第一中「及び母親」を「、小規模住居型児童養育事業及び母親」に、「及び母子生活支援施設」を「、母子生活支援施設及び児童自立生活援助事業」に改め、同表の備考一中「第314条の7」を「第314条の7第1項第1号、同条第2項及び第314条の8」に改め、同備考二(二)中「所得税法」を「所得税法第78条第2項第1号、」に改め、同備考二(三)中「第41条の2」を「第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、」に改め、「及び」を「並びに」に改め、同備考10を同備考11に、「措置された」を「入所した」に改め、同備考12を同備考13に、「7」を「8」に、「6」を「7」に改め、同備考18を19とし、3から7までを4から8までとし、

2 次の次に次のように加える。

3 この表において「措置児童等」とは、児童福祉施設（指定医療機関を含む。）に措置され、又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託された児童等、助産施設に入所した妊産婦、母子生活支援施設に入所した保護者及び児童並びに児童自立生活援助の実施に係る児童等をいう。

山口県告示第四百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十一年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

一 保安林予定森林の所在場所

萩市大字佐々並字地吉六一〇の三四、六一〇の四一、字土地河内東平六一一の一、六一四、六一六から六一八まで、六二〇、六二一の一、六二五の三、六二五の四、六三二の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。）

一 保安林予定森林の所在場所

下関市豊浦町大字室津上字北ヶ奥二六八、二六九、二七〇の一、二七〇の二、字芝二七一の一から二七一の三まで、二七二、字向屋敷二七三の一、字岬山三七五の一から三七五の三まで、三七五の三五から三七五の五一まで

長門市真木字浴二九〇、二九二から二九五まで、二九七、三〇六の一、三〇七から三一一まで、字浴北平二九七の二、字浴南平三〇〇の一、三〇〇の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
下関市豊浦町大字室津上字北ヶ奥二六八・字向屋敷二七三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

長門市真木字浴二九〇・二九二から二九五まで・二九七・三〇六の一・三〇七から三一一まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第四百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十一年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

一 保安林予定森林の所在場所

萩市相島字大畑六五の一

二 指定の目的

風害の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百七十七号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示(平成十七年山口県告示第百八十五号)に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成二十一年三月二十一日限り消滅した。

平成二十一年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

森野加入区	浮島加入区	久賀加入区	大島町加入区
通津加入区	柱島加入区	神代加入区	大島加入区
平郡加入区	室津加入区	祝島加入区	平生町加入区
光加入区	下松加入区	榑ヶ浜加入区	戸田加入区
新南陽加入区	秋穂加入区	東岐波加入区	床波加入区
宇部岬加入区	新宇部加入区	藤曲浦加入区	王喜加入区
南風泊加入区	六連島加入区	蓋井島加入区	室津下加入区
黒井加入区	角島加入区	仙崎加入区	大島加入区
見島加入区	須佐加入区		

山口県告示第四百四十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

道路の種類 一般国道
 路線名 三二五号
 道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
周南市大字須々万本郷字辻堂二七九の一地先から同市同大字字此口二四二地先まで	新	旧	最狭 二五・七・八 最広 二五・二	六〇一・〇	道路改良工事の完了による。
	新	旧	最狭 三一・四 最広 三七・二	五九九・四	道路改良工事の完了による。

道路の種類 県道
 路線名 三田尻港徳地線
 道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
防府市大字真尾字砂七〇七の三地先から同市大字和字丸山五八五の二地先まで	新	旧	最狭 二二・八・五 最広 二二・〇・五	二、三三・四・六	道路改良工事の完了による。
	新	旧	最狭 三〇・五 最広 三〇・五	二、三三八・七	道路改良工事の完了による。

道路の種類 県道
 路線名 迫田篠目停車場線
 道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
萩市川上字日ノ迫八四二九の一地先から同市川上同字八四三三の一地先まで	新	旧	最狭 一〇七・三 最広 一〇七・三	一〇四・八	道路改良工事の完了による。
	新	旧	最狭 二三八・三 最広 二三八・三	一〇四・八	道路改良工事の完了による。

山口県告示第百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

山口県知事 二井 関成

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道三二五号	周南市大字須々万本郷字辻堂二二七九の一地从先から同市同大字字此口二四二二地先まで	平成二十一年四月一日

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道三田尻港徳地線	防府市大字真尾字砂七〇七の二地先から同市大字和字字丸山五八五の二二地先まで	平成二十一年四月一日

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道迫田篠目停車場線	萩市川上字日ノ迫八四二九の一地从先から同市川上同字八四三三の一地从先まで	平成二十一年四月一日

山口県告示第百五十号

屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない地域の指定に関する告示（昭和四十二年山口県告示第百五十六号の二）の一部を次のように改正する。

平成二十一年三月三十一日

山口県知事 二井 関成

五の表区間の欄中、「南岩国町二丁目二五五の一」を、「今津町六丁目一三五」に、

- 1 下関市と長門市との境界線から萩市と長門市との境界線までの間
- 2 萩市大井と阿武郡阿武町大字奈古との境界線から萩市大字須佐と阿武郡阿武町大字惣郷との境界線までの間

を

- 1 下関市と長門市との境界線から萩市三見と長門市三隅上との境界線までの間
- 2 萩市大井と阿武郡阿武町大字奈古との境界線から萩市大字須佐と阿武郡阿武町大字惣郷との境界線までの間
- 3 長門市三隅中と阿武郡阿武町大字惣郷との境界線までの間

に、

- 1 岩国市新愛宕橋南詰から同市牛野谷町一丁目二四の一四地先を経由して同市岩国玖珂線の終点までの間
- 2 岩国市牛野谷町一丁目五六の三地从先から同市同町一〇三の一地先を経由して同市平田四丁目一九九三の二地先までの間
- 3 岩国市牛野谷町三丁目一般国道一八八号との交差点から同市牛野谷町一丁目一〇三の一地从先までの間

を

に改める。

山口県告示第百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、小野田都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十一年三月三十一日

山口県知事 二井 関成

- 一 施行者の名称
山陽小野田市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
小野田都市計画下水道事業山陽小野田市公共下水道事業施行期間
- 三 昭和四十六年十一月十九日から平成二十七年三月三十一日まで
- 四 事業地
山陽小野田市北竜王町、南竜王町、港町、須恵一丁目、須恵二丁目、須恵三丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、セメント町、平成町、住吉本町一丁目、住吉本町二丁目、千代町一丁目、千代町二丁目、稲荷町、中川一丁目、中川二丁目、中川三丁目、中川四丁目、中川五丁目、中川六丁目、栄町、高栄一丁目、高栄二丁目、高栄三丁目、新生一丁目、新生二丁目、新生三丁目、日の出一丁目、日の出二丁目、日の出三丁目、日の出四丁目、日の出五丁目、日の出六丁目、日の出七丁目、日の出八丁目、日の出九丁目、日の出十丁目、日の出十一丁目、日の出十二丁目、日の出十三丁目、日の出十四丁目、日の出十五丁目、日の出十六丁目、日の出十七丁目、日の出十八丁目、日の出十九丁目、日の出二十丁目、日の出二十一丁目、日の出二十二丁目、日の出二十三丁目、日の出二十四丁目、日の出二十五丁目、日の出二十六丁目、日の出二十七丁目、日の出二十八丁目、日の出二十九丁目、日の出三十丁目、日の出三十一丁目、日の出三十二丁目、日の出三十三丁目、日の出三十四丁目、日の出三十五丁目、日の出三十六丁目、日の出三十七丁目、日の出三十八丁目、日の出三十九丁目、日の出四十丁目、日の出四十一丁目、日の出四十二丁目、日の出四十三丁目、日の出四十四丁目、日の出四十五丁目、日の出四十六丁目、日の出四十七丁目、日の出四十八丁目、日の出四十九丁目、日の出五十丁目、日の出五十一丁目、日の出五十二丁目、日の出五十三丁目、日の出五十四丁目、日の出五十五丁目、日の出五十六丁目、日の出五十七丁目、日の出五十八丁目、日の出五十九丁目、日の出六十丁目、日の出六十一丁目、日の出六十二丁目、日の出六十三丁目、日の出六十四丁目、日の出六十五丁目、日の出六十六丁目、日の出六十七丁目、日の出六十八丁目、日の出六十九丁目、日の出七十丁目、日の出七十一丁目、日の出七十二丁目、日の出七十三丁目、日の出七十四丁目、日の出七十五丁目、日の出七十六丁目、日の出七十七丁目、日の出七十八丁目、日の出七十九丁目、日の出八十丁目、日の出八十一丁目、日の出八十二丁目、日の出八十三丁目、日の出八十四丁目、日の出八十五丁目、日の出八十六丁目、日の出八十七丁目、日の出八十八丁目、日の出八十九丁目、日の出九十丁目、日の出九十一丁目、日の出九十二丁目、日の出九十三丁目、日の出九十四丁目、日の出九十五丁目、日の出九十六丁目、日の出九十七丁目、日の出九十八丁目、日の出九十九丁目、日の出百丁目

出二丁目、日の出三丁目、日の出四丁目、旭町一丁目、新沖二丁目、新沖三丁目、叶松一丁目、叶松二丁目、赤崎一丁目、赤崎二丁目、赤崎三丁目、赤崎四丁目、波瀬一丁目、大学通一丁目、高千帆一丁目、高千帆二丁目、石井手一丁目、柿の木坂一丁目、柿の木坂二丁目、柿の木坂三丁目、掃山一丁目、掃山二丁目、掃山三丁目、大字小野田、大字東高泊、大字丸河内、大字西高泊、大字千崎、大字有帆及び大字東須恵

山口県告示第五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、山陽都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十一年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

一 施行者の名称

山陽小野田市

二 都市計画事業の種類及び名称

山陽都市計画下水道事業山陽小野田市公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十一年三月十二日から平成二十七年三月三十一日まで

四 事業地

山陽小野田市厚狭一丁目、大字厚狭、大字鴨庄、大字郡、大字埴生、大字山川及び大字津布田

山口県告示第五十三号

県営住宅の構造及び戸数に関する告示（平成十年山口県告示第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

表稗田県営住宅の項中、「八三」を「五一」に、「五二五」を「四七五」に、「一三四」を「一七六」に改め、同表西宇部県営住宅の項中、「一一二」を「一三六」に改め、同表中津江県営住宅の項中、「一〇六」を「一三〇」に改め、同表旗岡県営住宅の項中、「一六〇」を「一〇四」に、「三〇」を「五八」に改め、同表新庄北県営住宅の項中

準耐火構造二階建	三七
中層耐火構造三階建	五一
中層耐火構造三階建	五一

を
に改める。

山口県告示第五十四号

山口県収入証紙の売りさばき所の指定に関する告示（平成二年山口県告示第三百九十九号）の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から施行する。

平成二十一年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

「山口県産業技術センター

宇部市あすとぴあ四丁目一番 一 号

」を削る。

山口県告示第五十五号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示（昭和四十一年山口県告示第四百六十六号）の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から施行する。

平成二十一年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

一の表中
「**アイルモーター
スクール**」を
「**アイルモーター
スクール**」に、

岩国交通安全協会 会長 森橋 律夫	岩国市麻里布町 六丁目一五番二〇号	岩国交通安全協会	麻里布町 六丁目一五番二〇号 山口県岩国警察署	平成三三、三二七
岩国交通安全協会 会長 藤岡 利康	周東町下一久原二四八三の	岩国交通安全協会 会広瀬分室	錦町広瀬 五三の八 山口県岩国警察署 濨幹部交番	平成一七、一四
岩国交通安全協会	周東町下一久原二四八三の	岩国交通安全協会	周東町下一久原二四八三の 山口県岩国警察署	平成三三、三二七

を

大島交通安全協会 徳会長 川中禧 大島交通安全協会 徳会長 川中禧	大島郡周防大島 町大字小松一三 六の二	山陽小野田交通安全協会 河田一朗	小野田交通安全協会 小野田会長 河田一朗 厚狭交通安全協会 中村三郎	大字呼坂 二〇二	岩国交通安全協会 会長 森橋律夫	岩国交通安全協会 会長 森橋律夫	岩国消費生活協同組合
〇七〇〇	平成一六〇一	山陽小野田市日一の出一丁目六番一〇号	小野田交通安全協会 厚狭交通安全協会	熊毛中央 町一番一号	岩国市麻里布町六丁目一五番二〇号	岩国市消費生活協同組合	今津町一丁目四番五一
大島交通安全協会 大島交通安全協会	大島郡周防大島 町大字小松一三 六の二	山陽小野田交通安全協会 山陽小野田交通安全協会	小野田交通安全協会 厚狭交通安全協会	熊毛中央 町一番一号	岩国交通安全協会 岩国交通安全協会 岩国交通安全協会 岩国交通安全協会	岩国消費生活協同組合	岩国消費生活協同組合
〇七〇〇 〇七〇〇 〇七〇〇 〇七〇〇	平成一六〇一 平成一六〇一 平成一六〇一 平成一六〇一	山陽小野田警察署 山口県警察 山口県警察 山口県警察	小野田警察署 山口県警察 山口県警察 山口県警察	熊毛中央 町一番一号	久原二丁目八番二〇号 久原二丁目八番二〇号 久原二丁目八番二〇号 久原二丁目八番二〇号	岩国消費生活協同組合	今津町一丁目四番五一
昭和四四、五、二〇〇	平成三三、二七	平成三三、二七 平成三三、二七 平成三三、二七 平成三三、二七	平成三三、二七 平成三三、二七 平成三三、二七 平成三三、二七	熊毛中央 町一番一号	平成二二、一四、一七、一七、一七、一七	岩国消費生活協同組合	平成五〇、一

を

に

を

に

(一〇六) 林業種苗法第十条第一項の規定に基づく生産事業者の登録の失効
 林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第一項の規定に基づく次の生産事業者の登録は、その効力を失いました。

平成二十一年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

登録 生産事業者の氏名又は名称及び住所 生産事業の内容 事業所の名称及び住所
 番号 伊藤緑地建設株式会社 種穂の採取、幼苗の育成及び幼苗以外の苗木の育成

一八二 伊藤緑地建設株式会社 種穂の採取、幼苗の育成及び幼苗以外の苗木の育成 生産事業者の名称及び住所

る。

阿武町 柳井交通安全協会 会長 岩長昇	熊毛郡平生町大字平生一九七 字平生一九七	柳井交通安全協会 柳井交通安全協会	阿武町役場	阿武町阿武町大字阿武町六 字奈古二六三六	柳井交通安全協会 柳井交通安全協会
阿武町 柳井交通安全協会 会長 岩長昇	熊毛郡平生町大字平生一九七 字平生一九七	柳井交通安全協会 柳井交通安全協会	阿武町役場	阿武町阿武町大字阿武町六 字奈古二六三六	柳井交通安全協会 柳井交通安全協会
阿武町 柳井交通安全協会 会長 岩長昇	熊毛郡平生町大字平生一九七 字平生一九七	柳井交通安全協会 柳井交通安全協会	阿武町役場	阿武町阿武町大字阿武町六 字奈古二六三六	柳井交通安全協会 柳井交通安全協会

に改め

を

に



山口県公安委員会告示第八号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示（昭和四十一年山口県公安委員会告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年三月三十一日

山口県公安委員会

表山口県山口警察署の部大内交番の項及び維新公園交番の項を次のように改める。

大内交番	山口市大内	山口市のうち穂積町、吉敷赤田一丁目、吉敷赤田二丁目、吉敷赤田三丁目、吉敷赤田四丁目、吉敷赤田五丁目、吉敷赤田六丁目、吉敷赤田七丁目、吉敷赤田八丁目、吉敷赤田九丁目、吉敷赤田十丁目、吉敷赤田十一丁目、吉敷赤田十二丁目、吉敷赤田十三丁目、吉敷赤田十四丁目、吉敷赤田十五丁目、吉敷赤田十六丁目、吉敷赤田十七丁目、吉敷赤田十八丁目、吉敷赤田十九丁目、吉敷赤田二十丁目、吉敷赤田二十一丁目、吉敷赤田二十二丁目、吉敷赤田二十三丁目、吉敷赤田二十四丁目、吉敷赤田二十五丁目、吉敷赤田二十六丁目、吉敷赤田二十七丁目、吉敷赤田二十八丁目、吉敷赤田二十九丁目、吉敷赤田三十丁目、吉敷赤田三十一丁目、吉敷赤田三十二丁目、吉敷赤田三十三丁目、吉敷赤田三十四丁目、吉敷赤田三十五丁目、吉敷赤田三十六丁目、吉敷赤田三十七丁目、吉敷赤田三十八丁目、吉敷赤田三十九丁目、吉敷赤田四十丁目、吉敷赤田四十一丁目、吉敷赤田四十二丁目、吉敷赤田四十三丁目、吉敷赤田四十四丁目、吉敷赤田四十五丁目、吉敷赤田四十六丁目、吉敷赤田四十七丁目、吉敷赤田四十八丁目、吉敷赤田四十九丁目、吉敷赤田五十丁目、吉敷赤田五十一丁目、吉敷赤田五十二丁目、吉敷赤田五十三丁目、吉敷赤田五十四丁目、吉敷赤田五十五丁目、吉敷赤田五十六丁目、吉敷赤田五十七丁目、吉敷赤田五十八丁目、吉敷赤田五十九丁目、吉敷赤田六十丁目、吉敷赤田六十一丁目、吉敷赤田六十二丁目、吉敷赤田六十三丁目、吉敷赤田六十四丁目、吉敷赤田六十五丁目、吉敷赤田六十六丁目、吉敷赤田六十七丁目、吉敷赤田六十八丁目、吉敷赤田六十九丁目、吉敷赤田七十丁目、吉敷赤田七十一丁目、吉敷赤田七十二丁目、吉敷赤田七十三丁目、吉敷赤田七十四丁目、吉敷赤田七十五丁目、吉敷赤田七十六丁目、吉敷赤田七十七丁目、吉敷赤田七十八丁目、吉敷赤田七十九丁目、吉敷赤田八十丁目、吉敷赤田八十一丁目、吉敷赤田八十二丁目、吉敷赤田八十三丁目、吉敷赤田八十四丁目、吉敷赤田八十五丁目、吉敷赤田八十六丁目、吉敷赤田八十七丁目、吉敷赤田八十八丁目、吉敷赤田八十九丁目、吉敷赤田九十丁目、吉敷赤田九十一丁目、吉敷赤田九十二丁目、吉敷赤田九十三丁目、吉敷赤田九十四丁目、吉敷赤田九十五丁目、吉敷赤田九十六丁目、吉敷赤田九十七丁目、吉敷赤田九十八丁目、吉敷赤田九十九丁目、吉敷赤田百丁目
維新公園交番	山口市維新公園五丁目	山口市のうち維新公園一丁目、吉敷赤田一丁目、吉敷赤田二丁目、吉敷赤田三丁目、吉敷赤田四丁目、吉敷赤田五丁目、吉敷赤田六丁目、吉敷赤田七丁目、吉敷赤田八丁目、吉敷赤田九丁目、吉敷赤田十丁目、吉敷赤田十一丁目、吉敷赤田十二丁目、吉敷赤田十三丁目、吉敷赤田十四丁目、吉敷赤田十五丁目、吉敷赤田十六丁目、吉敷赤田十七丁目、吉敷赤田十八丁目、吉敷赤田十九丁目、吉敷赤田二十丁目、吉敷赤田二十一丁目、吉敷赤田二十二丁目、吉敷赤田二十三丁目、吉敷赤田二十四丁目、吉敷赤田二十五丁目、吉敷赤田二十六丁目、吉敷赤田二十七丁目、吉敷赤田二十八丁目、吉敷赤田二十九丁目、吉敷赤田三十丁目、吉敷赤田三十一丁目、吉敷赤田三十二丁目、吉敷赤田三十三丁目、吉敷赤田三十四丁目、吉敷赤田三十五丁目、吉敷赤田三十六丁目、吉敷赤田三十七丁目、吉敷赤田三十八丁目、吉敷赤田三十九丁目、吉敷赤田四十丁目、吉敷赤田四十一丁目、吉敷赤田四十二丁目、吉敷赤田四十三丁目、吉敷赤田四十四丁目、吉敷赤田四十五丁目、吉敷赤田四十六丁目、吉敷赤田四十七丁目、吉敷赤田四十八丁目、吉敷赤田四十九丁目、吉敷赤田五十丁目、吉敷赤田五十一丁目、吉敷赤田五十二丁目、吉敷赤田五十三丁目、吉敷赤田五十四丁目、吉敷赤田五十五丁目、吉敷赤田五十六丁目、吉敷赤田五十七丁目、吉敷赤田五十八丁目、吉敷赤田五十九丁目、吉敷赤田六十丁目、吉敷赤田六十一丁目、吉敷赤田六十二丁目、吉敷赤田六十三丁目、吉敷赤田六十四丁目、吉敷赤田六十五丁目、吉敷赤田六十六丁目、吉敷赤田六十七丁目、吉敷赤田六十八丁目、吉敷赤田六十九丁目、吉敷赤田七十丁目、吉敷赤田七十一丁目、吉敷赤田七十二丁目、吉敷赤田七十三丁目、吉敷赤田七十四丁目、吉敷赤田七十五丁目、吉敷赤田七十六丁目、吉敷赤田七十七丁目、吉敷赤田七十八丁目、吉敷赤田七十九丁目、吉敷赤田八十丁目、吉敷赤田八十一丁目、吉敷赤田八十二丁目、吉敷赤田八十三丁目、吉敷赤田八十四丁目、吉敷赤田八十五丁目、吉敷赤田八十六丁目、吉敷赤田八十七丁目、吉敷赤田八十八丁目、吉敷赤田八十九丁目、吉敷赤田九十丁目、吉敷赤田九十一丁目、吉敷赤田九十二丁目、吉敷赤田九十三丁目、吉敷赤田九十四丁目、吉敷赤田九十五丁目、吉敷赤田九十六丁目、吉敷赤田九十七丁目、吉敷赤田九十八丁目、吉敷赤田九十九丁目、吉敷赤田百丁目

山口県公安委員会告示第九号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示（昭和四十一年山口県公安委員会告示第六十三号）の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から施行する。

平成二十一年三月三十一日

山口県公安委員会

表山口県大島警察署の部を削り、同表山口県岩国警察署の部西交番の項名称の欄中「西交番」を「錦帯橋交番」に改め、同部由宇交番の項の次に次のように加える。

玖珂交番	岩国市玖珂	岩国市玖珂町
岩国西幹部交番	岩国市周東町下久原	岩国市のうち周東町下久原、周東町川上、周東町明見谷

表山口県岩国警察署の部藤生警察官連絡所の項を削り、同部本郷警察官駐在所の項の次に次のように加える。

高森南警察官駐在所	岩国市周東町用田	岩国市のうち周東町田尻、周東町中山、周東町上久原、周東町用田
祖生警察官駐在所	岩国市周東町祖生	岩国市周東町祖生
川越警察官駐在所	岩国市周東町瀬越	岩国市のうち周東町瀬越、周東町三瀬川、周東町上須通（字梅ノ木に限る）、周東町樋余地
米川警察官駐在所	岩国市周東町西長野	岩国市のうち周東町差川、周東町西長野、周東町下須通、周東町上須通（川越警察官駐在所の所管区を除く）

表山口県柳井警察署の部柳井駅前交番の項の次に次のように加える。

周防大島幹部交番	大島郡周防大島町大字久賀	周防大島町のうち大字久賀、大字椋野
小松交番	大島郡周防大島町大字小松	周防大島町のうち大字東屋代、大字西屋代、大字笠佐、大字小松開作、大字志佐
田布施交番	熊毛郡田布施町大字下田	田布施町のうち大字上田布施（麻里府警察官駐在所の所管区を除く）、大字下田布施、大字波野、大字大波野、中央南
平生幹部交番	熊毛郡平生町大字平生	平生町のうち大字宇佐木、大字平生村、大字平生町、大字堅ヶ浜、大字大野南、大字大野北、大字曾根、大字佐賀（字田名及び字丸山に限る）

表山口県柳井警察署の部に次のように加える。

蒲野警察官駐在所	大島郡周防大島町大字東三浦	周防大島町のうち大字東三浦、大字西三浦
戸田警察官駐在所	大島郡周防大島町大字戸田	周防大島町のうち大字家房、大字出井、大字戸田、大字横見、大字日見
油田警察官駐在所	大島郡周防大島町大字伊保田	周防大島町のうち大字伊保田、大字油宇
和田警察官駐在所	大島郡周防大島町大字和田	周防大島町のうち大字和田、大字内入、大字小泊、大字和佐、大字神浦
森野警察官駐在所	大島郡周防大島町大字平野	周防大島町のうち大字森、大字平野、大字西方（字大積及び字小積に限る）
外人警察官駐在所	大島郡周防大島町大字外人	周防大島町のうち大字西方（森野警察官駐在所の所管区を除く）、大字外人（沖家室警察官駐在所の所管区を除く）
沖家室警察官駐在所	大島郡周防大島町大字沖家室	周防大島町のうち大字外人（字大藤、字かがり、字小好、字田ノ浦北、字田ノ浦、字荒神、字伊崎、字浜上、字田尻、字立石、字芋尻、字大地浦、字榎木ガ八工、字広岡、字大地上、字大地中、字大地、字大地西、字水場、字大地浦先及び字大地浦中に限る）、大字地家

安下庄警察官駐在所	大島郡周防大島町大字	室、大字沖家室島
日良居警察官駐在所	大島郡周防大島町大字	周防大島町のうち大字東安下庄、大字西安下庄、大字秋
上関警察官駐在所	熊毛郡上関町大字長島	周防大島町のうち大字日前、大字土居、大字油良、大字浮島
室津警察官駐在所	熊毛郡上関町大字室津	上関町のうち大字長島、大字八島
祝島警察官駐在所	熊毛郡上関町大字祝島	上関町大字室津
城南警察官駐在所	熊毛郡田布施町大字宿井	上関町大字祝島
麻郷警察官駐在所	熊毛郡田布施町大字麻郷	田布施町のうち大字宿井、大字川西
麻里府警察官駐在所	熊毛郡田布施町大字麻郷	田布施町のうち大字麻郷、大字麻郷(麻里府警察官駐在所の所管区を除く。)、麻郷団地、楠
佐賀警察官駐在所	熊毛郡平生町大字佐賀	田布施町のうち大字上田布施(字竹尾に限る。)、大字麻郷(字戎ヶ下に限る。)、大字別府、大字馬島

表山口県若国西警察署の部及び山口県平生警察署の部を削り、同表山口県宇部警察署の部流川交番の項所管区の欄中「山口県小野田警察署セメント町交番」を「山口県山陽小野田警察署セメント町交番」に改め、同表山口県小野田警察署の部所轄警察署の名称の欄中「山口県小野田警察署」を「山口県山陽小野田警察署」に改め、同部セメント町交番の項の次に次のように加える。

厚狭幹部交番	山陽小野田市大字厚狭	山陽小野田市のうち厚狭一丁目、大字厚狭、大字鴨庄、大字都(殿町、広瀬、西下津、東下津、野中、大谷及び
厚狭駅前警察官連絡所	山陽小野田市大字厚狭	山陽小野田市のうち大字厚狭、大字福田

表山口県小野田警察署の部に次のように加える。

渡場警察官駐在所	山陽小野田市大字	山陽小野田市のうち大字渡場、大字中、大字下、大字開作上、大字開作下、古開作上及び古開作下に限る。
梶警察官駐在所	山陽小野田市大字	山陽小野田市のうち大字梶上、大字梶中、大字梶下、大字開作上、大字開作下、古開作上及び古開作下に限る。

出合警察官駐在所	山陽小野田市大字山野	山陽小野田市のうち大字山川(厚狭幹部交番の所管区を除く。)、大字山野井
津布田警察官駐在所	山陽小野田市大字津布田	山陽小野田市のうち大字津布田

表山口県厚狭警察署の部を削り、同表山口県下関警察署の部壇之浦警察官連絡所の項及び幡生警察官連絡所の項並びに同表山口県長府警察署の部前八幡警察官連絡所の項を削る。



山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会告示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十一年三月三十一日

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会

会長 大西 一治

一 指示の内容

殻長三センチメートル以下のあさりは、採捕してはならない。ただし、第一種共同漁業を内容とする共同漁業権に基づき種苗として採捕する場合は山口県漁業調整規則(昭和四十二年山口県規則第十一号)第五十条第一項の許可を受けた者が採捕する場合は、この限りでない。

二 適用海域

山口県瀬戸内海海区

三 指示の有効期間

平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

一 指示の内容

次のアからオまでの点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域(最大高潮時海岸線から五百メートル以内の海域を除く。)において、五月一日から十月三十一日までの間、投びょうして、かつ、釣りによって水産動物を採捕してはならない。

ア 柳井市平郡島長崎突端

イ 伊予灘航路第六号灯浮標（北緯三三度四二分四八秒東經一三三度一三分一三分）

ウ 伊予灘航路第七号灯浮標（北緯三三度四四分一八秒東經一三三度一七分五四秒）

エ 伊予灘航路第七号灯浮標（北緯三三度四四分一八秒東經一三三度一七分五四秒）

と平郡水道第三号灯浮標（北緯三三度五〇分東經一三三度一七分三六秒）とを結ん

だ線と柳井市掛津島北端と大島郡周防大島町小水無瀬島北端を結んだ線との交点

オ 柳井市平郡島平郡漁港羽仁A防波堤基部

二 指示の有効期間

平成二十一年五月一日から平成二十三年十月三十一日まで

平成二十一年三月三十一日
印刷発行

発行人所

山口県知事
山口市

定価一箇月 金二千七百円（送料共）